

## 「日本型 IR（統合型リゾート） ～展望と課題～」

大阪商業大学 総合経営学部教授・  
アミューズメント産業研究所所長  
美原 融 氏

9月29日（金）12時00分から、東海大学校友会館において第464回月例会を開催した。当日は、大阪商業大学 総合経営学部教授・アミューズメント産業研究所所長 美原 融 氏より「日本型 IR（統合型リゾート）～展望と課題～」と題する講演が行われた。出席者は69社85名であった。講演要旨は次のとおり。

「衆議院議員総選挙に揺れる昨今だが、『IR 実施法案』はまもなく出されるのではないだろうか。選挙後、特別国会が開かれ、その後臨時国会が10月末～12月中旬まで開かれることが予想され、与党の枠組みが変わらない場合、提出が予想されるのは『ギャンブル等依存症対策基本法案』だが、12月中旬までに、この法案をもし可決することが出来れば、『IR 実施法案』は翌日には上程されることが期待できる。野党でも賛成をしている政党が多いため、例え政権が交代をしたとしても法案を通すための動きは活発に行われるだろう。

かつて石原都政の時代にもカジノの設立は検討された。私は、（一社）日本プロジェクト産業協議会に所属し、検討会も立ち上げ、民間側から石原都政と共に IR（統合型リゾート）の誘致とカジノの設立に向けて尽力していたが、当時は法律が未整備である等、現実的には難しい問題が山積したことから実現せず、その後構想を首相官邸に提出するまでに実に15年の月日がかかり、法案提出までに更に3年がかかり、現在に至るまでに通算で18年の年月を要した。

『IR 実施法案』は立法府に提出され、その後、審議の後に法律として制定されるが、実際に法律の段階で期待する内容が落としこまれている可能性は決して高いとは言えず、綿密に立法府との調整を行うことが重要であると言える。『IR 実施法案』について、法律は200条～300条に及ぶことが予想され、同種の法律では類を見ない長さである。昨年12月に公布・施行された『IR 推進法』は基本的な理念等のみであるが、実施法については、IR 推進本部を設けて様々な省庁にまたがる汎用的な多くの問題に対応する必要があるため、どうしても膨大な量になってしまうのではないと思われる。

欧米人にも分かりやすい民設・民営のカジノは民主党政権時代に発案され、当時大反対され実現することはできないと批判されたが、その後、政権が自民党に変わった後も構想は練り上げられ、各方面を説得しつつ、現在の段階に至っている。実際、法案



美原 融 氏

の中身は『IR（統合型リゾート）』の推進となっており、カジノと明示的には全く書かれてはいないが、収益を生み出す施設（カジノ）の設置といった暗示的な表現になっている。

また、並行的に対策が考えられているのが、ギャンブル依存症に対するものである。カジノの設立により、国民が依存症になるのではないかとマスコミに批判されている。対策の焦点は現在はパチンコ・スロットに当てられており、他の先進国でギャンブルに対するセーフティーネットは国を挙げて取り組むのが当然であるにも関わらず、日本はこれまで主だった対策はされてこなかったため、国民の懸念を払拭する上でも良い転機になっていると思う。

MICE 施設は海外でも開発されており、アメリカでもワシントンの他、ボストンでも開発が進められ、その資金源は民間によるものである。海外の先進国では、カジノを含む MICE 施設は決して珍しくなく、厳格に国が規制して進めるのではなく、民間に委ねてどんどん開発を進める動きも数多く見受けられ、その動きは世界で主流になりつつある。

IR の定義だが、単にホテルを改装するだけでは IR とは言えず、相当な経済効果、地域効果、収益・還元、雇用が見込まれ、影響が大きいものに限られる。区域という概念を設けて、一つの統合型リゾートの中にカジノを設けるといって、1対1の関係が重要である。経営主体が一体となっていない、区域としてまとまりがないといった場合は、とても IR と定義づけるには足りない。

カジノの整備を行うにあたっては民間が主導となり、自由に推進し、訪日客や雇用、税収の増加といった経済的効果を高めることも重要だが、カジノがもたらす危害やリスクを十分に考慮し、防止策として需要自体を抑制する施策を打ち出すことも必要である。

バランスの取れた施策を推進することによって、市場の興味に答える制度設計を行うことが不可欠であり、安全かつ効果的な運営を実現することが出来るだろう。」  
(文責：事務局)